

2024年3月27日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号：8316)

## 従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（執行役社長グループ CEO：中島 達、以下「当社」、当社グループを総称して「SMBC グループ」）及び子会社の株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）は、2024年3月26日及び27日開催の取締役会において、三井住友銀行が従業員向け株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。

### 記

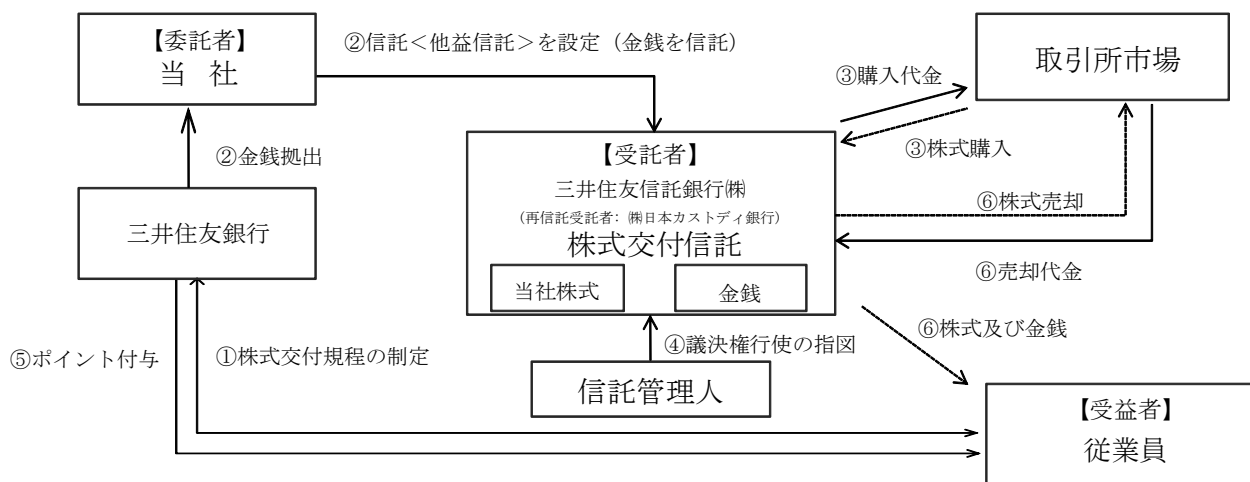
#### 1. 本制度導入の目的

- ・ 経営やビジネスを取り巻く環境の変化や、従業員の価値観の多様化などを踏まえ、「経営戦略」と「従業員の想い」双方の実現に向け、2023年4月に「SMBC グループ人財ポリシー」（以下「人財ポリシー」）を制定いたしました。人財ポリシーでは、会社と従業員の間を「選び・選ばれる関係」と再定義し、「従業員に求めるもの」と「従業員に提供する価値」を明文化いたしました。
- ・ グローバルソリューションプロバイダーとして、お客さまや社会に対し、付加価値を提供し続けるためには、「従業員に求めるもの」として提示しているように、従業員と経営とが一体となって挑戦し、中長期的な企業価値向上へのコミットメントをより一層強化することが重要です。
- ・ 上記を実現する為、「従業員に提供する価値」として提示しているように、会社は従業員のコミットメント及び貢献に対し、企業価値と連動する報酬を提供し、従業員がSMBCグループへの貢献をより実感できる仕組みが必要だと考え、人的資本投資の一環として、本制度を三井住友銀行にて導入いたします。

#### 2. 本制度の概要

- ・ 本制度は、三井住友銀行が当社を介して拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を退職時に交付するインセンティブ・プランです。
- ・ 当該ポイントは、三井住友銀行の取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の等級及び当社業績の達成度合い等に応じて付与されます。
- ・ 本制度は、中長期的なSMFGの株価推移に報酬が連動する仕組みであり、従業員にとって、中長期的なSMBCグループの企業価値向上に向けたインセンティブが働く仕組みとしています。
- ・ 導入初期は三井住友銀行の一部拠点長を対象として制度運用を開始しますが、今後、三井住友銀行内の対象者拡大ならびに、SMBCグループ各社の一体感醸成を目的にSMBCグループ各社への展開も検討いたします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 三井住友銀行は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、三井住友銀行は当社を介して、受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、取引所市場から取得する方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、三井住友銀行は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 受益者要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託について

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2024年5月（予定）
(9) 金銭を信託する日	2024年5月（予定）
(10) 信託終了日	2026年5月末日（予定）

### 4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として当社が信託する金額	未定
(3) 取得する株式の総数	未定
(4) 株式の取得方法	取引所市場からの取得
(5) 株式の取得時期	2024年5月（予定）

以上